

1 策定にあたって

酒田市文化芸術推進計画は、酒田市総合計画、酒田市教育振興基本計画後期計画を推進していくための個別計画の一つとして位置づけ、今後の酒田市における文化芸術に関する施策の方向性を示し、戦略的かつ継続性ある取り組みを行い、限られた財源を有効に効率的に使うために策定するものである。

【計画のテーマ】

多様な交流が織りなす湊町文化の創造

多様な交流の中で、文化芸術による人づくり・まちづくりを推進し、複雑化する社会の課題解決に向けて取り組んでいくためのテーマ。

【推進計画の期間】 平成30年度から平成39年度までの10年間

【文化芸術の領域】 文化芸術基本法における芸術、芸能、生活文化、文化財等のほか、住民が主体的に行う創造的な活動。

2 文化芸術の現状と課題

(1) 文化芸術を取り巻く社会的背景

①文化芸術基本法（平成29年6月改正）

文化芸術推進を国の政策の根幹に据え「文化芸術立国」を目指す法律。

②劇場・音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月）

劇場等の活性化を図ることで、活力ある地域社会の実現などを目指す法律。

③文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針平成27年6月）

文化芸術の振興に関する総合的な推進を図るため政府が策定。

④2020年東京オリンピックパラリンピック競技大会の開催

(2) 酒田市における文化芸術の現状

①豊かな文化資源

歴史によって育まれた地域資源、土門拳記念館、本間美術館等の文化施設、民俗芸能などがある。

②文化芸術活動

市民による芸術祭、希望ホール自主事業等の開催、市民文化団体等による活動が活発に行われている。

③文化的環境

美術館や希望ホール等の文化施設や酒田市総合文化センター等の社会教育施設などが整備されている。

(3) 酒田市における文化芸術の課題

①文化芸術活動のしやすさの向上

②鑑賞機会の充実

③子どもの文化芸術に触れる機会の充実

④酒田市の文化資源に対する誇りの醸成

⑤2020年東京オリンピック競技大会に向けた文化プログラムの展開

⑥後継者（次世代）育成

3 酒田市の文化芸術に関する施策推進の理念

(1) 文化芸術基本条例の目的と基本理念

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進することにより、自由で多様性を認める心豊かな市民生活及び市民が将来に誇りを持てる酒田らしさの創造に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行うことが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民等が等しく文化芸術活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民等の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性が尊重され、市民による文化芸術活動が促進されるよう配慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市、市民等、文化芸術団体、学校、事業者がそれぞれその果たすべき役割を認識し、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化財や本市の歴史及び風土に培われてきた伝統的な文化（以下「伝統文化」という。）を大切にし、発展させていくとともに、特色を生かした魅力ある新たな文化芸術の創造が図られなければならない。

4 計画の方向性

(1) 基本目標と基本的施策

①基本目標

●市民文化政策（人づくり）

「自由で多様性を認める心豊かな市民生活の実現」

文化芸術に関する施策の推進は、これまで蓄積されてきた文化芸術を引き継ぐことはもとより、未来への投資として、次代を担う子どもの豊かな心と創造性を育むとともに、市民の生活に安らぎと潤いをもたらす、活力に満ちた地域社会を実現するものでなければならない。また、子ども、若者、高齢者、障がい者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであると考えらえる。

●都市文化政策（まちづくり）

「誇りのもてる酒田らしさの創造」

既存の地域文化と他地域の文化との融合の中で、新しい文化を創造し発展してきた歴史を持つ酒田市の土壌は、多面的な文化交流の中で新しい文化を生む可能性を秘めており、都市の魅力・品格となって、本市の発展に大きく寄与するものと考えられる。

酒田市文化芸術推進計画案概要

②基本的施策

基本目標の実現に向け、20の基本的施策を設定し、複合的に推進することで、第2章第2節に挙げた6項目の課題克服を目指す。

1 文化芸術活動を行う環境の整備

文化施設の適切な施設整備を行い、活動の場の提供に努める。

2 誰もが文化芸術に親しむことが出来る文化的環境の整備

高齢者、障がい者、若者、子ども等すべての市民等が気軽に参加できる体験型ワークショップの開催、学校等へのアウトリーチの充実など、文化芸術活動に触れる機会の提供に努める。

3 学校教育における文化芸術活動の充実

アウトリーチやワークショップ等、文化芸術に触れる機会の充実に努める。

4 将来の文化芸術の担い手の育成

子どもが文化芸術に触れる機会の提供に努め、次世代の育成に努める。

5 文化芸術活動を支える人材の育成

舞台に関わる人材、学芸員等の専門職の育成並びに事業をコーディネートし、企画運営できる人材の育成に努める。

6 市民との協働・共創による事業展開

市民と行政が対等な関係性を保ちながら、協力・連携しながら適切な役割分担のもとに市民と協働・共創する。

7 地域コミュニティとの施策の連携による文化的環境づくり

地域の文化芸術活動の体験、発表、交流機会の充実に努める。

8 文化芸術による国際交流

訪日外国人を視野に入れたイベント開催等の支援に努める。

9 専門性の高い文化の仕掛け人の配置

地域資源を活かし、新しい可能性を創出できる専門性の高いコーディネーターを配置し、より効果的な展開を目指す。

10 文化芸術による社会包摂

子ども、若者、高齢者、障がい者、外国人等、あらゆる市民に対し、社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を活かした事業展開に努める。

11 文化芸術に関する施策と生涯学習との連携及び強化

社会教育、生涯学習との連携を図りながら、多様な講座の開催に努める。

12 多様な分野との連携及びネットワーク

文化芸術の特性を最大限に活用するため、教育、福祉、観光、産業等、他分野と連携しながら事業展開を行うとともに、新たなネットワークの構築に努める。

13 文化財等の地域資源の活用

文化財の保存継承にも配慮しながら、文化財の有効活用を図るとともに情報発信を行う。

14 酒田らしいまちの景観の保全と魅力の創出

酒田の歴史を活かした「酒田らしいまち」の景観の保全、酒田の魅力の創出に努める。

15 文化施設の活用

市民に対し、新しい価値観の創出に繋がる文化施設の活用や事業提案に努める。

16 伝統的な食文化の継承と創造的な食文化の発信

伝統的な酒田の食文化に関する事業展開並びに文化芸術の視点を取り入れた創造的な食文化に関する情報発信に努める。

17 観光との連携

地域資源や歴史を活かし、新たな価値の創出に繋がる視点の提供やネットワークづくりに努める。

18 産業との連携

デザインやメディア等の文化産業と連携し、まちの活性化に活かせるように努める。

19 組織体制の強化

社会情勢の変化に合わせ、実行委員会等の組織の見直しや学芸員等の専門性の高い人材の配置並びに育成に努めるなど、より効果的な組織体制で運営できるよう、組織体制の強化に努める。

20 市民の視点にたった情報発信・広報戦略

より多くの市民と情報の共有化を図るため、効果的かつ戦略的な文化芸術の広報に努める。

(2) 施策の展開【重点的視点】

法律等の基本理念を鑑み、文化芸術の役割を見直し、可能性を広く捉えるために、下記の2点を文化芸術の基本的施策を展開する上で共通する重要な視点とする。

「文化芸術による社会の課題解決（健康、福祉、子育て、教育問題等）」

「次代を担う子どもたちを対象にした文化芸術事業の充実（未来への投資）」

(3) 施策の展開【推進体制の構築】

行政全般を文化的視点から捉え、文化芸術による波及効果を最大限活かすため、産業、観光、教育、福祉、医療等の多分野との連携を強化し、文化芸術の専門家や文化の仕掛け人を入れた庁内における「文化芸術推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、横断的な取組みを行っていくとともに、新たな文化芸術推進体制を構築する。

- ・ 庁内連携組織の設置 [文化芸術推進プロジェクトチーム]
- ・ 市民との協働事業実施に係る市民会議の設置 [文化のまちづくり推進市民会議]
- ・ 多様な連携を図るための意見交換の場の設置 [庁外及び庁内推進プロジェクト会議]
- ・ アートコーディネーターの配置（新規）
→文化庁、芸術文化振興基金、地域創造等の助成団体など助成事業の活用。

(4) 施策の展開【評価体制】

基本的目標に対する評価指標の達成度、効果等の検証及び評価を行うため、審議会を設置する。